

農林水産省

○ 令第五号

経済産業省

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の一部の施行に伴い、連鎖化事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

農林水産大臣 小泉進次郎

経済産業大臣 武藤 容治

連鎖化事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

連鎖化事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和七年農林水産省・経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(運転者の荷待ち時間の短縮)</p> <p>第二条 連鎖化事業者は、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう、当該場所の状況を把握することその他の措置により、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させることにより、<u>法第六十一条第一項第一号に掲げる措置を講ずるものとする。</u>ただし、これによらない</p>	<p>(運転者の荷待ち時間の短縮)</p> <p>第二条 連鎖化事業者は、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう、当該場所の状況を把握することその他の措置により、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させることにより、<u>法第四十五条第一項第一号に掲げる措置を講ずるものとする。</u>ただし、これによらない</p>

---

ことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

(運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加)

第三条 連鎖化事業者は、次に掲げる取組を行うことにより、法第六十一条第一項第二号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一 第一種荷主が法第四十二条第一項第一号に掲げる措置を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について協議したい旨を申し出た場合にあつては、これに応じて、

---

ことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

(運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加)

第三条 連鎖化事業者は、次に掲げる取組を行うことにより、法第四十五条第一項第二号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一 第一種荷主が法第三十七条第一項第一号に掲げる措置を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について協議したい旨を申し出た場合にあつては、これに応じて、

---

必要な協力を行うこと。

二〇四 (略)

必要な協力を行うこと。

二〇四 (略)

## 附 則

この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。